

「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域（仮称）基本計画検討委員会」（第4回）で配付した

基本計画案からの修正点等について

※ 「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域（仮称）基本計画検討委員会」（第4回）における委員意見（一部はその後にあったものを含む）に対する事務局対応を整理するとともに、当該委員会で配付した、資料-5「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域（仮称）基本計画（案）修正版」からの修正点を取りまとめました。

※ 表中の「事務局対応」欄にある下線は、基本計画の文言修正を行ったものを示しております。

※ なお、資料-5については、国営飛鳥歴史公園ホームページをご覧ください（<http://www.asuka-park.go.jp/arekore/heijo/committee-4.html>）。

○「1. 平城宮跡の概況」について

委員意見	事務局対応
・P.3の「(2) 平城宮跡の保存と活用」のマルポチ7番目にある「学習の場」について、生涯学習の場としても使われていることから、「小・中・高校生などの」を付すことなく、単に「学習の場」とすればよいのでないか。（田中副委員長）	・委員ご意見を踏まえ、「小・中・高校生などの学習の場」を「 <u>学習の場</u> 」に修正いたします。

○「2. 基本理念及び基本方針」について

委員意見	事務局対応
・P.7の「①特別史跡・世界遺産である歴史・文化資産としての適切な保存・活用」にある「遺跡博物館」について、わかりやすくするために注釈を付すべきでないか。（文化庁）	・ご意見及び推進計画の記述を踏まえ、文末に以下の注釈を追記いたします。 「 <u>遺跡を守り、研究し、これを整備して国民的な利用に供するものとして提案された遺跡の一つの存在形式（特別史跡平城宮跡保存整備基本構想）。</u> 」

○「6. 利用・整備計画」について

委員意見	事務局対応
<p>・中央緑陰帯には高い木は不適切と考えている。建物復原された（る）第一次大極殿や朱雀門が見えなくなるのは、平城宮跡の中では問題があるのではないか。（佐藤委員）</p>	<p>・中央緑陰エリアの植樹帯については、P.15の「④中央緑陰エリア」にあるとおり、その東西で時代の異なる遺構復原を空間的に区分するほか、その中に目立たないように利用サービス施設を設けたり、木陰のある快適性の高い循環園路を通したりする役割を担わせるようにしたいと考えています。</p> <p>・そのため、高木の植栽を行う考えでおりますが、その高さ等については、各ゾーンの役割や宮跡にふさわしい景観づくり（P.19の「3）植栽」等を参照）の観点から、今後の設計段階において、委員ご意見も踏まえつつ、より詳細な検討を行ってまいります。</p>
<p>・緑地ゾーンについては、ここが古代の王宮であることがわかるようにして欲しい。園路について、図面では曲線で描かれているが、パブリックコメントの回答にあるとおり、古代の道路位置を踏襲した直線的なものとして欲しい。（佐藤委員）</p>	<p>・緑地ゾーンについては、P.15及び16の各エリアの記述（「⑤東緑地エリア」、「⑥西緑地エリア」）にあるとおり、調査研究成果に応じた遺構表示等を適宜行っていく考えでおります。また、P.20の「⑤サイン」にあるとおり、遺構表示を行わない箇所においても、遺構の存在が確認されている場合には、施設の名称や機能等の情報提供を行う解説サインを適宜設け、来園者が往時の平城宮を認識できるよう配慮するように考えており、その具体については、今後の設計段階において、検討を行ってまいります。</p> <p>・園路については、P.19の「1）園路」のマルポチ4番目にあるとおり、主園路について、<u>調査研究成果に基づき往時の道路位置が明らかになったところについては、原則としてそれを踏襲するように考えております。その具体については、奈良文化財研究所からの情報提供も得ながら、今後の設計段階において、検討を行ってまいります。その旨を明確にするため、「基本計画平面図」と「段階整備計画図」に、以下の注釈を追記いたします。</u> <u>「※基本計画時点の図であるため、個別施設の位置、規模、形状等の詳細は、今後の設計を経て変更する可能性がある。なお、主園路に関し、調査研究成果に基づき往時の道路位置が明らかとなったところについては、原則としてそれを踏襲する。」</u></p>

○「6. 利用・整備計画」について

委員意見	事務局対応
<p>・東西エントランスのうち、西エントランスに関し、推進計画の記述を踏まえ、展示施設による情報提供を行う旨の補足（追記）ができないか。（文化庁；後日意見）</p>	<p>・<u>ご意見及び推進計画の記述を踏まえ、末尾に以下文章を追記します。</u> <u>「なお、西エントランスについては、鉄道駅からの来園者が多く見込まれることから、平城宮跡展示館の副館的機能を持つ展示施設の設置も検討する。」</u></p>
<p>・計画にある「平城宮跡展示館」、「歴史体験学習館」等については、「平城宮跡遺跡博物館」といった名称となり、奈良にある世界遺産の紹介や今後の調査研究成果をその都度発信できるような施設として欲しい。（佐藤委員）</p>	<p>・「平城宮跡展示館」については、現在の平城宮跡内にある平城宮跡展示館をベースに考えており、「博物館」の名称を用いることは難しいものと考えておりますが、その機能や規模、内容については、今後の設計段階において、委員ご意見も踏まえつつ、「歴史体験学習館」との連携、役割分担にも留意しながら、より詳細な検討を行ってまいります。 （なお、該当箇所である P17 の「㊤拠点施設エリア」の【主要施設】にある表記（「平城宮跡展示館」については「平城宮跡の出土品や資料の展示、宮跡全体のガイダンスを行う施設」、「歴史体験学習館」については「奈良全体にかかる歴史・文化情報の発信や交流の会場となる施設」）の変更はいたしません。）</p>

○「6. 利用・整備計画」について

委員意見	事務局対応
<p>・P.19の「①駐車場」の臨時駐車場に関する記述で、パーク&バスライド方式により史跡区域内の駐車はできるだけ避けるという前提がありながら、何の前提条件もなく、基本計画の段階でここまで書くのはいかがか。(田中副委員長)</p>	<p>・臨時駐車場については、駐車場に関してパーク&バスライド方式による対応を前提としているものの、パブリックコメント結果において駐車場の不足をご心配される意見が多かったことから、記述を追加したものです。</p> <p>・<u>委員ご意見及び推進計画の表記をもとに、該当箇所のお書き以下の表記を次のとおり修正いたします。</u></p>
<p>・臨時駐車場に関する記述については推進計画を踏まえた記述になっていると理解しているが、「催事なら何でもよい」といった誤解を与えるおそれもあり、「平城宮跡の保存ないし活用にとって意義のある」といった文言を付け加えて欲しい。(文化庁)</p>	<p><u>「なお、平城宮跡の保存・活用にとって意義のある催事等を行う際に、位置・面積・外観等を十分検討した上で臨時駐車場を設ける場合がありうることから、その設置を可能とする空間を確保しておく。」</u></p>
<p>・P.20の「④軽飲食等施設等」について、中央緑陰帯にレストランを設ける場合、インフラを含めて地下遺構を傷めずにどのように整備するのかといった問題がある。現在の便益よりも保存を優先するという原則を貫いて欲しい。(佐藤委員)</p>	<p>・軽飲食等施設については、規模の大きな平城宮跡において、長時間に渡って園内の散策等を行う上で、便益の高い施設であると考えております。なお、レストランのような大規模なものではなく、主に飲料等の提供を行う小規模な施設のイメージです。具体の検討、整備に当たっては、委員ご指摘のとおり、文化庁等との調整を図りながら、遺構を損なうことのないよう心がけて実施していきたいと考えています。</p> <p>・このことを明確にするために、該当箇所の表記を以下のとおり修正いたします。</p> <p><u>「軽飲食等施設（飲料等の提供や簡易な物販を行う施設）を、遺構や景観に与える影響に十分配慮した上で、東西エントランスや中央緑陰エリアに設置する。」</u></p>
<p>・施設整備に関し、どこにどういったものを設けるかについては、景観上の問題等に留意しながら、基本設計できちんと検討していくようにして欲しい。(田中副委員長)</p>	<p>・P.14の「(1) 基本的考え方」のマルポチ2番目にあるとおり、いずれの施設整備を行う場合も、遺跡の保存を前提としながら、平城宮跡の雰囲気や景観を損なうことのないよう景観に配慮して行うように考えており、施設の位置等については、今後の設計段階において、委員ご指摘も踏まえつつ、より詳細な検討を行ってまいります。</p>

○「7. 管理・運営方針」について

委員意見	事務局対応
<p>・全体としてハードな計画に対応するソフト、活用の面が明確でないので、基本設計段階で十分な検討、作成を行って欲しい。(田中副委員長)</p>	<p>・委員ご意見を踏まえ、今後の設計段階において、施設計画の具体化と並行して、より詳細な検討を進めてまいります。</p> <p>(なお、P14の「(1) 基本的考え方」のマルポチ3番目において、特に建物等復原、遺構表示等に関し、「その活用、効果を検討、吟味した上で、十分な調査研究に基づき実施する」と記載済みであることから、特に計画内容の変更(追記)はいたしません。)</p>
<p>・国営公園がオープンすれば事業が終わりということではなく、ハードな公園整備の終了後もソフトな意味での歴史公園の整備がずっと続いていくという視点が必要。そのためには、国交省や文化庁、奈良文化財研究所、奈良県、奈良市や地元の諸団体との協議の場を設け、評価を受けながらより良い歴史公園としていくシステムを考えて欲しい。(佐藤委員)</p>	<p>・委員ご意見にある歴史公園のソフト面における整備の継続性(充実化)については、P7の「①特別史跡・世界遺産である歴史・文化資産としての適切な保存・活用」をはじめ、各所にその旨の記載を行っております。</p> <p>・関係機関や地元の諸団体との協議の場の設置等についてのご意見については、今後の設計段階において、P24の「(4) 管理・運営体制」にある管理運営体制の構築、多様な主体のボランティア参画の受け入れによる管理運営の充実を図っていくシステムの整備の具体化を検討していく際の参考とさせていただきます。</p>
<p>・管理においては、どのような体制、組織で、こういった役割分担により管理を進めていくか、基本設計段階で十分考えておく必要がある。(田中副委員長)</p>	<p>・委員ご意見のとおり、今後の設計段階において、関係機関の役割分担を明確にした上で、公園利用に支障を生ずることのない管理運営体制を構築するよう、検討を行ってまいります。</p> <p>(なお、その旨をP.24の「(4) 管理・運営体制」に記載済みであることから(「管理の具体については、それぞれの管理にかかる各主体の責務や役割を整理、調整した上で、分担を明確化し、公園利用に支障を生ずることのない管理運営体制を構築していく」)、特に計画内容の変更はいたしません。)</p>
<p>・管理・運営を委託する際は、長いレンジで遺跡博物館となる公園を見ていくことのできるシステムを考えて欲しい。(佐藤委員)</p>	<p>・国営公園の管理・運営については、その実務に関し、良質で低廉な公共サービスを提供できるよう、民間事業者等の参入を推進し、その創意工夫を反映できる契約手続きの検討がなされているところですが、その中で委員ご意見にある心配が今後生じることのないよう、制度設計を行うようにいたします。</p>

○「7. 管理・運営方針」について

委員意見	事務局対応
<p>・草花や庭園など、その場の性格や質によって管理密度や手法は多様であり、その場に合わせたレベル、内容を考えていく必要がある。(尼崎委員)</p>	<p>・P.24の「②施設管理」において、施設管理一般について、各施設の有する機能を十分に発揮できるような管理を行うよう考えており、管理密度や手法の詳細については、今後の設計段階において、委員ご指摘も踏まえつつ、関係機関との調整を図りながら、より詳細な検討を行ってまいります。</p>
<p>・植栽、植物管理については、往時の歴史的な景観の復原と遮蔽・修景、緑陰などの機能の確保の両面から考えていく必要がある。また、植物管理は生態系の管理にもつながるものであり、将来的に望ましい生態系はどのようなものかといったことも考えておく必要がある。(田中副委員長)</p>	<p>・委員ご意見を踏まえ、植物管理に関し、今後の設計段階において、往時の歴史的な景観の復原と遮蔽・修景、緑陰などの機能の確保の両面を満たすものとなるよう、検討を行ってまいります。</p> <p>・このことを明確にするために、P24の「①植物管理」の内容を以下のとおり修正いたします。</p> <p><u>「地下遺構の保護を前提とし、来園者の快適な利用に配慮しつつ、往時を彷彿とさせる景観形成と遮蔽・修景、緑陰などの機能確保を担うよう、適正な管理を行う。また、四季を感じられ、生物の生息環境にもなるような緑地の維持に努める。」</u></p> <p>・また、委員ご意見にあるどのような生態系を管理していくかということについては、平城宮跡が文化財の保存場所であるとともに、都市部に残された貴重な緑地でもあるということを念頭に置きながら、今後の発掘調査や公園整備とのバランスも踏まえつつ、検討を行っていくようにいたします。</p> <p>・このことを明確にするために、P8の「④自然的環境保全・創出機能」について以下のとおり修正いたします。</p> <p><u>「都市部に残された貴重な緑地として、自然的環境を保全・創出するとともに、その活用を図ることにより、自然体験の機会を提供する。」</u></p>

○「7. 管理・運営方針」について

委員意見	事務局対応
<p>・伝統技術の保存・継承ということについて、発掘調査・研究、整備が継続的に行われる段階で、来園者に情報提供を行い、知ってもらうということがあるのでないか。(尼崎委員)</p> <p>・ソフトの一つとして、伝統技術を体験してもらうということもあるのでないか。(田中副委員長)</p>	<p>・委員ご意見を踏まえ、今後の設計段階において、運営内容の具体化を行う中で、伝統技術の保存・継承の観点に配慮した検討を行ってまいります。</p> <p>・<u>このことを明確にするために、情報提供の件に関し、P.23の「③展示」の内容を以下のとおり修正(追記)いたします。</u></p> <p><u>「特に、建物等復原、遺構表示等の屋外展示については、往時の施設の役割はもとより、伝統技術の紹介や遺跡の表現手法の解説も併せて行う。」</u></p> <p>・なお、ソフトの件については、同頁の「②イベント及び利用プログラム」に記載した「往時の歴史・文化を楽しみながら知ることができるよう(中略)多種多様なイベントや(中略)利用プログラムを企画・実施」に含み得るため、特に計画内容の変更はいたしません。</p>

○「8. 段階整備方針」について

委員意見	事務局対応
<p>・外周部の景観整備と今後の発掘については、相当詰めて行うようにする必要があるのではないか。また、段階整備の中で、過渡期の公園のあり方、変化する公園のあり方をどうするのかについての工夫が必要である。(尼崎委員)</p>	<p>・委員ご意見については、P.25の「8. 段階整備方針」において、整備の途中段階でも本公園が担うべき機能を可能な限り発揮できるような段階整備に関し、関係機関との連携調整を密にし、発掘調査の予定時期等を見据えながら進めていくことなどを記載していることから、今後この内容を踏まえ、具体の検討を行っていく中で、対応するようにしてまいります。</p> <p>・なお、発掘調査・研究の進展等により、本公園に位置付けのある施設整備等をそのまま進めていくことに支障が生ずるおそれのある場合には、計画の見直しを検討することも記しているところです。<u>なお、このことを明確にするために、原文の「計画の見直し」を「基本計画の見直し」に修正いたします。</u></p>

○その他

委員意見	事務局対応
<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント結果からは、「生活者視点」と「遺跡公園としてあるべき姿」の2つの観点が出てきているように思われる。この計画については、それらの対立ということが、今後ずっとつきまとうのでないか。その時に、平城宮跡の特徴を活かした奈良のためにもなる戦略的な計画であるというイメージが出れば、生活者視点の方にも理解が生まれるのでないか。 ・平城宮跡は、行って、聞いてみて、納得してもらおう学習型観光の場所であって、「歩くこと」と「聞くこと」が大変重要。ハードの整備と同じくらいのウェイトをかけて、情報発信したいこと、来園者に感じて欲しいことを今後の実施計画の段階で具体化する必要がある、その視点を失ってしまうと生活者視点を持った人も説得できないし、計画の方向性も定まらないことになる。このことは、今回のとりまとめを超えて、次の段階にきっちりと引き継いで欲しい。(上野委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の文章の修正は行いませんが、委員ご意見を念頭に置きながら、今後の設計段階において具体内容の検討を進めていくようにいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・「基本計画平面図」及び「段階整備計画図」における図面上の表記について、復原建物とそれ以外の建物の違いが分かりにくいので、色を変え、凡例を付すべき(文化庁；後日意見)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、復原建物等以外の建物について色を薄くするとともに、<u>凡例の中に「復原建物以外の建築物(利用サービス施設等)」を追記いたします。</u>

※また、以下については、誤りを正す（不正確な部分を除く）、また、文言の適正化を図る点から、修正を行っております。

- ・ P.2 の「(1)平城宮跡の歴史的背景」のマルポチ 1 番目にある「天平文化の確立」を「天平文化の開花」に修正。
- ・ 同マルポチ 2 番目の 2 文目を削除。
- ・ 同マルポチ 5 番目の 1 文目を次のとおり書き換え。
「平城京は、唐の長安城などに倣って、「四禽図に叶う」地に条坊制を敷く、本格的な中国様式の都城として造営された。」
- ・ 同マルポチ 6 番目を次のとおり書き換え。
「平城宮は、平城京の中央北端部に位置する東西・南北ともに約 1km の正方形に東西 250m、南北 750m の張り出し部を東に持つ区画であり、その周囲には大垣がめぐり、朱雀門をはじめ 12 の門が置かれた。平城宮の内部には、政治・儀式の場である大極殿・朝堂院、天皇の住まいである内裏、役所の日常的業務を行う官衙、宴会を行う庭園などが配され、都の中心であった。」
- ・ P.3 の「(2)平城宮跡の保存と活用」のマルポチ 1 番目にある「住居」を「居住地」に修正。
- ・ 同マルポチ 2 番目にある「嘉田貞吉」を「喜田貞吉」に修正。
- ・ 同マルポチ 3 番目にある「80%程度」を（推進計画の記述に倣い）「約 83%」に修正。
- ・ 同マルポチ 6 番目にある「研究資料館的」を「野外博物館的」に修正。
- ・ P.8 の「③観光ネットワーク拠点機能」の文中にある「歴史・文化体感・体験」を「歴史・文化の体感・体験」に修正。
また、「ゲートウェイ」を「玄関口」に修正。
- ・ P.8 の「⑤レクリエーション機能」の「都市部にある」を「都市部に残された」に修正。
- ・ P.10 の「①シンボルゾーン」の文中にある「建物等復原、遺構表示等の」を「建物等復原や遺構表示等の」に修正。
- ・ P.10 の「②緑地ゾーン」の文中にある「未発掘箇所が多い特別史跡区域中央部両側」を「特別史跡区域中央部の両側に位置する未発掘箇所が多い」に修正。
- ・ P.11 の「④拠点ゾーン」の文中にある「ゲートウェイ」を「玄関口」に修正。
- ・ P.12 の「①アクセス動線（エントランス）」の「西エントランス」の文中にある「最寄」を「最寄り」に修正。
- ・ P.22 の「①往時の歴史・文化を楽しみながら知ることのできる管理・運営の実施」の文中にある「子供から高齢者までの誰もが」を「年齢を問わず来園者の誰もが」に修正。
- ・ P.23 の「②イベント及び利用プログラム」の 1 文目を以下のとおり分割。
「(前略)ねらいとして、多種多様なイベントや周遊ルートの設定その他の利用プログラムを企画・実施していく。その際には、宮跡の持つ歴史・文化性や施設、空間を存分に活用した、色々な世代、利用ニーズに対応するものとする。」
- ・ P.24 の「(4)管理・運営体制」の冒頭を「特別史跡であり、世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産の一つである（以下略）」に修正。
また、各機関の並び順を「国土交通省、文化庁、奈良県、奈良市、奈良文化財研究所」に修正。

・ P.25 の「8. 段階整備方針」の文中にある「タイミングに併せて」を「タイミングに合わせて」に修正。

※ また、本公園の名称について、委員会開催時には「(仮称)」を付しておりましたが、10月28日に当初名称どおりの国営公園の整備を行う旨の閣議決定がなされましたので、これを削除しております（ただし、委員会名称については、「(仮称)」を付したままとしております）。